

## 自治体アンケート調査の結果等（汚染廃棄物に関する部分）について

岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県及び静岡県 249 自治体に汚染廃棄物に関するアンケートを送付したところ、190 自治体（回収率 76.3%）から、以下のような意見の提出があった。

【指定廃棄物】 注：表中（福島県内自治体）は、福島県及び福島県内の市町村からの意見。

表中（関係 5 県内自治体）は、宮城県、栃木県、千葉県、茨城県及び群馬県並びに各県内の市町村からの意見。

記載の無いものは、両者に共通する意見。

	主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方
1. 処理の基本的な考え方	<p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本方針を変更することなく、指定廃棄物が排出された都道府県内において、速やかかつ確実に指定廃棄物の処理を進める必要がある（福島県内自治体）。</li> <li>基本方針を見直し、指定廃棄物を拡散せず、国内 1 か所（例えば、東京電力敷地内）に集約し最終処分を行うこと（関係 5 県内自治体）。</li> <li>特措法及び基本方針について、まずは国による自己評価を公表すべき（関係 5 県内自治体）。</li> </ul> <p>【県内 1 か所での集約処理】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県内に分散保管されている指定廃棄物を 1 か所に集約し、国の管理のもと保管できる処理施設等の候補地選定の早期実現をお願いしたい（関係 5 県内自治体）。</li> </ul>	<p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定廃棄物の処理については、平成 23 年 11 月に閣議決定した放射性物質汚染対処特措法（以下「特措法」という。）の基本方針に基づき、指定廃棄物が排出された都道府県内において行う方針としています。</li> <li>指定廃棄物の処理に関し、東京電力福島第一原子力発電所がある福島県に集約して処理すべきという意見もありますが、原発事故により大きな被害を受け、復興・帰還に向けた懸命な努力を行っている福島県に対し、他県の指定廃棄物を集約して引き受けるという負担を強いることは到底理解が得られないと考えています。したがって、現行の基本方針で定めた各県処理の考え方を見直す予定はありません。</li> </ul> <p>【県内 1 か所での集約処理、分散保管】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在の一時保管を継続する考えについては、一時保管が逼迫している状況や、台風や竜巻などの自然災害のおそれがあることに鑑みると、安全な管理の実現のためには、県内 1 か所に集約して管理することが望</li> </ul>

	<p><b>【分散保管】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処分地を1ヵ所に整備することについて地元の同意を得ることは難しいことから、現在の保管状況を維持し、安全性を強化した上で分散保管し、放射能が減衰してから通常の廃棄物として処分すべき（関係5県内自治体）。</li> </ul> <p><b>【市町村長会議での議論の尊重】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの市町村長会議等の検討経緯や会議において各市町から出された意見や要望を尊重した対応をお願いしたい（関係5県内自治体）。</li> </ul> <p><b>【その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最終処分場の建設が困難であれば、最終処分場建設以外の方法も検討願いたい（関係5県内自治体）。</li> </ul>	<p>ましいと考えています。なお、とりわけ栃木県や宮城県に多く一時保管されている稲わらや牧草などの農林業系のものについては、腐敗しやすく、長期にわたり減衰を待つようなものではないことに加え、農家の方々の敷地などに一時保管されているものが多数あるため、一時保管を継続することは適切ではないと考えます。</p> <p><b>【市町村長会議での議論の尊重】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村長会議で議論を行った結果を尊重し、各県内における指定廃棄物の処理の課題に取り組んでまいります。</li> </ul> <p><b>【その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現在、地元の方々のご意見に丁寧に耳を傾け、地元の方々のご質問の一つひとつお答えすることを通じて、ご理解を得られるように努めているところです。いずれの県においても、引き続き、県や市町村の当局を始め、地元の方々に対して誠意をもって対応し、指定廃棄物の処理が進むよう努めてまいります。</li> </ul>
<p><b>2. 処理・搬出の迅速化</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定廃棄物の保管が長期間になっており、負担や住民不安が増大している。指定廃棄物の処理について、国による速やかな処理や搬出を求める。そのための国の体制の強化、必要な処分場や中間貯蔵施設の整備・供用の開始を早急に行うべき（福島県内自治体）。</li> <li>・国は、地元の意向を踏まえながら、誠意をもって対応し、国の責任において早期に処理して欲しい（関係5県内自治体）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福島県内で発生した指定廃棄物については、その濃度に応じ、フクシマエコテック又は中間貯蔵施設に搬入する計画です。同県内の指定廃棄物の処理が着実に進むよう、引き続き、ご地元のご懸念を十分に踏まえつつ、ご地元への説明・対応を丁寧に進めてまいります。</li> <li>○ 指定廃棄物が多量に発生し、特に保管状況がひっ迫している関係5県においては、長期管理施設を確保す</li> </ul>

		<p>べく早急な対応が必要と考えています。当面、長期管理施設の詳細調査候補地を公表した県においては、施設の必要性・安全性などについて地元の皆様のご理解が得られるよう、丁寧に説明させていただくことが重要と考えています。引き続き、こうした努力を続けることにより、指定廃棄物の処理が着実に進むよう、尽力してまいります。</p>
<p><b>3. リスクコミュニケーション・住民説明・情報の公開</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定廃棄物の処理の実施や処理施設、処分場の設置や候補地の選定にあたっては、地域住民、近隣住民の不安や懸念を払拭し理解を得ることができるよう、疑問に丁寧に答え、十分に丁寧な説明を行っていただきたい（関係5県内自治体）。</li> <li>・処理に向けた処理方針の明確化や工程表の公表等をお願いしたい（関係5県内自治体）。</li> <li>・情報は迅速に公開していただきたい（関係5県内自治体）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指定廃棄物が多量に発生し、保管がひっ迫している県においては、国が必要な施設を確保することにより指定廃棄物の処理を進めることとしています。</li> <li>○ そのためには、施設の必要性・安全性などについて地元の皆様のご理解が得られるよう、丁寧に説明させていただくことが、何よりも重要であると考えております。</li> <li>○ 例えば、宮城県や栃木県については、県民向けのフォーラムをそれぞれ2回開催し、また、千葉県については、詳細調査候補地が所在する千葉市において、市当局や市議会での説明、意見交換を進めているところです。</li> <li>○ 引き続き、こうした努力を続けることにより、指定廃棄物の処理が着実に進むよう、尽力してまいります。</li> <li>○ 指定廃棄物の処理については、平成23年11月に閣議決定した特措法の基本方針に基づき、指定廃棄物が排出された都道府県内において行う方針としています。</li> <li>○ また、長期管理施設の候補地選定にあたっては、平成25年2月に選定プロセスを大幅に見直して以降、関係する自治体の状況やご意向を勘案するなど、丁寧に</li> </ul>

		<p>手順を踏むものとなっています。こうした手順を進める中で、地域毎に実情も大きく異なることから、現時点で具体的な工程表を作成することは困難であると考えています。なお、長期管理施設を設置しない県につきましては、地元自治体と相談しつつ、引き続き対応を検討していきたいと考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指定廃棄物の処理については、新聞広告やテレビCM、環境省のホームページ等を通じて、国の考え方を周知してきたところです。</li> <li>○ また、仮置場については、地下水放射性物質濃度、粉じん濃度、敷地境界空間線量率、仮設焼却施設については、排ガス、焼却灰や地下水等の放射性物質濃度、敷地境界空間線量率の環境モニタリングデータを公表しているところです。</li> </ul>
<p><b>4. 国等の責任</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国は、自治体の意見を尊重しながら、指定廃棄物の処理、最終処分まで責任を持って行う必要がある。</li> <li>・指定廃棄物の保管については、国が直接保管し管理することとしていただきたい（関係5県内自治体）。</li> <li>・指定廃棄物の最終処分場設置については、国の責任において判断すべき（関係5県内自治体）。</li> <li>・指定廃棄物最終処分場建設にあたっては、候補地選定、地元協議などについて、国による積極的な関与を望む（関係5県内自治体）。</li> <li>・国や東電の姿が見えないという声が県に寄せられている（関係5県内自治体）。</li> <li>・指定廃棄物発生の原因者責任を明確にすること（関係5県内自治体）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指定廃棄物の処理については、特措法第19条の規定に基づき、国が処理を行うこととなっています。環境省としては、これを踏まえ、引き続き、責任を持って指定廃棄物の課題に取り組んでまいりたいと考えています。</li> </ul>

<p>5. 長期管理施設の設置（関係5県内自治体）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置に反対する。</li> <li>・住民の理解が得られる場所に設置をすべき。</li> <li>・住民への影響がない場所に処分場を設置することが望ましい。</li> <li>・指定廃棄物を保管していない市町村を候補地とすべきではない。</li> <li>・防衛施設（演習場）周辺の緩衝緑地には建設すべきではない。</li> <li>・候補地選定に当たっての水源との近接状況の評価に際しては、自然環境の変化等により水の流れが変わる場合への思慮が必要。</li> <li>・候補地選定に当たっての評価項目の「保管量の多さ」については、特定の市町村に負担が増えるため外すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 宮城県、栃木県、千葉県においては、数度にわたる市町村長会議での議論を経て各県の実情に応じた詳細調査候補地の選定手法を確定しており、尊重されるべきものであると考えています。この選定手法に基づき選定作業を行った結果、宮城県においては3カ所、栃木県、千葉県においてはそれぞれ1カ所、長期管理施設の詳細調査候補地を公表しました。今後、詳細調査を実施し、得られた結果を基に有識者による評価を行うこととしており、最終的には、その結果を踏まえて環境省が各県毎に1カ所の候補地を提示することとなっています。</li> </ul>
<p>6. 安全性確保・維持管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却に伴い排ガス中の気化した放射性セシウムについて、大気中に放出されないように十分な対策をお願いしたい（関係5県内自治体）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 廃棄物中の放射性セシウムは、焼却時に800℃以上の高温で一部気体となりますが、その後200℃以下に冷却することにより固体状態となり、ばいじんとしてバグフィルターに捕集されます。</li> <li>○ バグフィルターは、これまでもダイオキシン対策において、微小なばいじん粒子まで高度に除去できる設備として数多くの実績を有しています。</li> <li>○ バグフィルター前後の排ガス測定を実施したところ、検出下限を下げた精密測定においても多くの場合、バグフィルター後に放射性セシウムは検出されず、ほぼ完全に除去できる性能であることを確認しています。なお、通常の実測の検出下限値は、排出後の一般環境中の基準の10分の1以下に相当する2 Bq/m<sup>3</sup>であり、多くの施設の実測値すべてが不検出となってい</li> </ul>

		<p>ます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国が設置する仮設焼却炉においては、定期的に排ガスを測定し、その結果をホームページなどで公表することとしています。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処分場の確保にあたっては安全確保に万全を期していたきたい（関係5県内自治体）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国が設置する長期管理施設においては、コンクリートで二重に囲んだ堅固な構造とするほか、止水性のある混合土で施設の上部を覆うなどして雨などの浸入を防止します。</li> <li>○ また、搬入した廃棄物の間に土壌などを充填し、放射線を遮蔽します。</li> <li>○ さらには、施設の定期的な点検・診断を行い、必要に応じて補修を行います。また、敷地周辺の空間線量率や地下水の水質などを定期的に測定し、その結果をホームページに公表するなど、管理を徹底して行います。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期間、安定した維持管理をお願いしたい（関係5県内自治体）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国が設置する長期管理施設においては、災害や事故に備え、長期間にわたって、維持管理を継続します。</li> <li>○ 長期管理施設の敷地周辺の空間線量率や地下水の水質などを定期的に測定し、その結果をホームページに公表します。</li> <li>○ 100年以上の耐久性を持つ施設を造ります。その際には、シミュレーション解析を踏まえ、考えられる最大級の地震に対しても倒壊、崩壊しない施設を造ります。</li> <li>○ なお、地震時は、周囲の確認を行うとともに、管理点検廊などにおいて、コンクリートの亀裂の有無等の確認を行います。施設の異常が見つかった場合には、すみやかに補修するなど、敷地外への漏出防止に万全</li> </ul>

		を期します。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>最終処分場における埋立て完了後、安全に当該土地の有効活用ができるようにしていただきたい（関係5県内自治体）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本年4月13日の第8回指定廃棄物処分等有識者会議において、濃度レベルに応じた指定廃棄物の処理方法に関して、放射能濃度が十分に下がった場合の施設管理のあり方として、①一定濃度低減後、県内の公共工事等で再利用する案、②一定濃度低減後、県内で処理する案、③長期にわたり管理を継続し、安全になった段階で跡地を有効利用する案、という3つのオプションを示すとともに、各オプションの留意事項を示しました。</li> <li>○ どのオプションを採用するかについては、ある程度時間が経った段階で、施設が所在する自治体や住民の御意向を踏まえて、再度詳細に方針を検討する予定です。</li> </ul>
7. 調査研究・技術開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術開発による保管期限の短縮が重要である（関係5県内自治体）。</li> <li>研究の継続的な実施をお願いしたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査研究・技術開発については、環境省において、汚染廃棄物処理も含めた新技術の実証試験を行い、その有効性を評価・公表する、「除染・減容等技術実証事業」を実施しています。こうした取組により、今後とも活用し得る有望な汚染廃棄物処理に関する新技術を評価していきます。</li> </ul>
8. 指定廃棄物の指定について	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定廃棄物の指定手続きに時間がかかりすぎている。手続きの迅速化、簡素化をお願いしたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指定手続きに要する時間の短縮に努めていますが、廃棄物の性状や保管状況によって要する時間が異なることを何卒ご理解いただければと思います。なお、通常は、概ね3ヶ月程度要しています。</li> </ul>
9. 指定解除等	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定廃棄物の放射能濃度が8,000ベクレル/kgを下回った時点で通常処分を行うことができるための、指定解除手続きの整備を早急に行うこと。</li> <li>指定解除後の処理責任についても国が引き続き負うもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指定解除の手続きについては、既に幾つかの自治体から「指定解除により処理が円滑に進む」とのご指摘や指定解除の要請があることを踏まえ、環境省において、検討を進めているところです。なお、指定を解除</li> </ul>

	<p>とするなど、指定解除後の当該廃棄物の処理先の確保が困難とならないような制度設計とすること（関係5県内自治体）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射線量の減衰予測や定期的な測定により、国は指定廃棄物の減衰状況を確認すること（関係5県内自治体）。</li> </ul>	<p>した後の廃棄物は、法律上の処理責任の主体が国ではなくなることを踏まえ、解除の要件をどのように設定すべきか等の課題があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定廃棄物の減衰について、環境省が現地確認を行う際に、主要な一時保管場所において、空間線量率の計測を行っております。また、自然減衰によって指定廃棄物の内容が変わりうることについて注視すべきと考えており、これらの状況を把握するために、どのような対応が適切か、現在、検討しているところです。</li> </ul>
<p><b>10. 農林業系廃棄物</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農林業系廃棄物（指定廃棄物を含む）は一時保管されており、周辺への影響等が懸念されるため、その減容化施設について住民の理解促進の取組を継続し、早期に整備を図る必要がある（福島県内自治体）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農林業系廃棄物が農地等で一時保管されている状況にあり、営農等の支障になるとともに、腐敗等による生活環境への影響が懸念されることから、国としても、早期に減容化処理を行い、性状の安定化を図ることが必要であると考えています。このため、その減容化施設の設置に向けて、候補地周辺の住民の方々に、施設の必要性、安全性等をご理解いただけるよう、引き続き丁寧な説明に努めてまいります。</li> </ul>
<p><b>11. 側溝汚泥</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>除染業務で対応できない <math>0.23\mu\text{ Sv/h}</math> 以下で <math>8,000\text{ Bq/kg}</math> 超の側溝汚泥の撤去及び処理に対し、国による指定廃棄物の処理方針の明示、汚泥撤去費用の負担に対する市町村への財政措置をお願いしたい（福島県内自治体）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>除染等により側溝の堆積物を除去したものであって、除去された物が土砂として捉えられるものではなく、泥状である場合には、廃棄物である汚泥に該当することとなります。この場合、放射性物質の濃度が <math>8,000\text{ Bq/kg}</math> 以下の汚泥は、従前と同様の処理方法により処理することが可能であり、廃棄物処理法に基づく排出事業者責任の下で、産業廃棄物処理業者等に処理を委託するなどにより、適正に処理する必要があります。他方、<math>8,000\text{ Bq/kg}</math> を超え、環境大臣の指定を受けたものは、指定廃棄物として国が責任を持って処理を行うこととなっています。</li> </ul>



<p>1 2. 財政措置</p>	<p>・指定廃棄物の一時保管を行うための施設、保管の際に遮へいに要した資材の処分、保管場所の現状復旧のために必要な措置等について、国が財政措置を講ずること。</p>	<p>○ 環境省としては、指定廃棄物を安全かつ適正に保管していただけるよう、必要に応じ一時保管に要する経費について支援をしているところです。今後は指定廃棄物の処理の状況を踏まえ、遮へいに要した資材の処分等についての財政支援についても検討してまいりたいと考えています。</p>
<p>1 3. 地域振興・風評被害対策</p>	<p>・地元の要望を反映した地域振興策を着実に実施し、風評被害の未然防止に万全を尽くし、万一風評被害が生じた場合は国が責任を持って対応していただきたい（関係5県内自治体）。</p>	<p>○ 風評被害を防止するため、まずは、長期管理施設の必要性や安全性などについて、幅広く丁寧にご説明し、皆様のご不安やご懸念を払拭することが重要と考えています。このため、これまで新聞広告やテレビ CM、環境省のホームページ等を通じて周知に努めているところです。</p> <p>○ 今後も、指定廃棄物の安全な処理についてご理解が得られるよう、皆様のご関心に沿った情報発信を行うことにより、風評被害の防止に努めてまいります。</p> <p>○ なお、長期管理施設の設置により、万が一、風評被害が生じた場合には、地元自治体とご相談の上、連携して、国として可能な限りの対策を講じてまいります。</p> <p>○ また、地域振興策については、本年度予算において、関係5県で長期管理施設を設置する場合の周辺地域振興等を支援する予算を計上しており、長期管理施設を設置することになる地元自治体と相談し、地元のご要望にきめ細かく対応したいと考えております。</p>
<p>1 4. 検討会</p>	<p>・審議の公正・透明性を保つ観点から、有識者会議委員と特措法施行状況検討会委員の重複委嘱に疑義を感じる。検討会委員委嘱には西・東日本の地域的なバランスや、専門的知見のバランスに配慮されるべき（関係5県内自治体）。</p>	<p>○ 本検討会の委員については、「中央環境審議会」、除染について議論していただいている「環境回復検討会」、汚染廃棄物について議論していただいている「放射性物質汚染廃棄物に関する安全対策検討会（以下「安全対策検討会」という。）」の委員から、専門分野のバ</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地に足を運ばれたうえで住民の声を吸い上げるなど現実を直視し、現状に即した内容で議論を深めて頂きたい（関係5県内自治体）。</li> </ul>	<p>ランスを考慮して選任したものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現状に即した内容で議論を深めるために、特措法の施行に関係する全自治体を対象にアンケート調査を行うこととしたところです。</li> </ul>
15. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国は、自治体の意見等を尊重し、誠実に対応すべき（関係5県内自治体）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今回のアンケート調査は、本検討会での議論の参考とするためのものであり、委員の先生方には自治体から出された意見も踏まえて検討を行っていただくため、検討会資料として整理・提示しているものです。</li> </ul>

【対策地域内廃棄物】

	主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方
1. 帰還困難区域における処理方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・帰還困難区域についても早期に処理方針を明確すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 帰還困難区域全体の取扱いについては、政府全体の方針として、放射線量の見通し、今後の住民の方々の帰還意向、将来の産業ビジョンや復興の絵姿等を踏まえ、政府として地元と検討を深めていくこととしています。</li> <li>○ 帰還困難区域における廃棄物処理については、これらの検討の結果を踏まえて必要な対応を行ってまいります。</li> </ul>
2. 事業系廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年4月13日に施行された規則改正について、対策地域内廃棄物から除外するのは、再開された事業活動から生じたものに限定して解釈、運用するべきであり、事業活動を再開するために排出された廃棄物(コンビニエンスストア等の事業再開に伴って排出される廃棄物、工場内に残置された廃棄物、住宅等修繕廃棄物)は除外すべきでない。</li> <li>・施行規則第3条第2号の規定を「避難指示が解除された後に生じた廃棄物」に改めるべき。</li> <li>・事業系廃棄物については、家庭から出る一般廃棄物と同様に処分すること。</li> <li>・引取先のない建設副産物の処分方法を確立してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業活動を再開するために排出された廃棄物や建設副産物等の事業活動に伴い発生する廃棄物は、産業廃棄物もしくは事業系一般廃棄物と整理される廃棄物であり、事業者の責任で処理を行っていただくこととなります。</li> <li>○ 環境省としても、引き続き、福島県、福島県産業廃棄物協会及び双葉地方広域市町村圏組合等と連携して、処理が滞らないよう取り組んでまいります。</li> </ul>
3. 処理スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町村の状況を踏まえた処理スケジュールと終期目標を早期に示すこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村毎の処理進捗状況や個別の事情を踏まえ、検討してまいります。</li> </ul>
4. 動物の死体処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時埋却された動物の死体については、対策地域内廃棄物として速やかに適正な処分を行う必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法令上、事業活動に伴って発生した廃棄物は、発生した時点が平成24年4月13日以前か以降かで、対策</li> </ul>

		<p>地域内廃棄物か事業系廃棄物のどちらに整理されるかが変わります。その点を踏まえ、一時埋却された動物の死体の処理の取り扱いについては、関係者間で協議を重ねているところであり、合理的な解決に向けて、引き続き、調整を進めてまいります。</p>
<p>5. 旧警戒区域内の漁場がれき</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福島第一原子力発電所から半径20kmについては、警戒区域の指定を解除されているが、当該区域の漁場を復旧させるため、国の責任によるがれきの撤去及び処分を特措法に位置づける等、処理スキームを構築すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 漁場がれきは、事業者の責任で処理を行っていただく産業廃棄物となります。</li> <li>○ 引き揚げられたがれき等については処理先が見つからない場合には、福島県産業廃棄物協会を通じてマッチングを行う事も可能と聞いているので、同協会にご相談ください。</li> </ul>
<p>6. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内で発生する生活ごみについては、国による早急な対応をお願いしたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一時帰還に伴い発生する家の片付けごみについては、対策地域内廃棄物として環境省で回収を実施しているところです。一方、帰還された後に生活に伴い発生する生活ごみについては、一般廃棄物として市町村で回収を行っていただくこととなります。</li> </ul>

【特定一般廃棄物・特定産業廃棄物】

	主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方
<p>1. 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の国による処理又は処分先の確保等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物を含む 8,000Bq/kg 以下の汚染された廃棄物（浄水発生土（汚泥）、道路側溝汚泥、農業系等の事業系廃棄物等）についても、8,000Bq/kg 超の廃棄物と同様に国が責任を持って処理又は処分先の確保等を行うことにより処理を推進すべきである。</li> <li>・ 国として、8,000Bq/kg 以下の汚染された廃棄物（建設副産物等）に係る処分方法や安全性等の周知・確立をすべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安全評価により、周辺住民と作業双方の安全を確保でき、特別な管理を必要としない放射能濃度として 8,000Bq/kg 以下という基準が定められています。このため、放射能濃度が 8,000Bq/kg 以下の廃棄物については、廃棄物処理法に基づき、従来と同様の処理方法による処理が可能です。</li> <li>○ 放射能濃度が 8,000Bq/kg 以下の廃棄物については、多くの市町村や廃棄物処理業者等の努力により、適正な処理が進んでいると考えていますが、未だ地域の理解が得られず、処理が滞っている地域もあることから、国としても、8,000Bq/kg 以下の廃棄物の処理の促進に、引き続き、しっかりと取り組むことが重要と考えています。</li> <li>○ これまで、ホームページ、パンフレット、会議や通知等により 8,000Bq/kg 以下の廃棄物の処理の安全性の周知を図るとともに、関係自治体・関係省庁等と連携し、早期処理に向けて取り組んできました。今後も、こうした取組を通じ、廃棄物の処理が進むよう一層努力してまいります。</li> </ul>
<p>2. 特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の処理に係る財政支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村等が実証事業を行う場合や独自の安全対策を講じた場合に要する経費に対する財政支援をお願いしたい。</li> <li>・ 8,000Bq/kg 以下の焼却灰の収集・運搬費用についても、国費で認めてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 8,000Bq/kg 以下の汚染された廃棄物の処理において、放射性物質による汚染が原因で通常の処理に対して追加的な負担が発生した場合は、東京電力への求償の対象となります。</li> <li>○ これらの求償については、東京電力と調整の結果、</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路側溝汚泥の撤去費用の負担に対する市町村への財政措置をお願いしたい。</li> <li>・ 8,000Bq/kg以下の廃棄物約 200 t が、住民の反対により一般廃棄物最終処分場に搬入できない状況である。そのため仮保管場所の設置等に関する経費について、国の全面的な財政支援をお願いしたい。</li> <li>・ 廃棄物処理法に基づく維持管理に加え、特措法に基づく維持管理基準を遵守するために、財政的支援を求める。</li> <li>・ 特措法に基づき、最終処分場に水密性のアスファルトを施す覆土工事を行ったが、補助金事業としてのメニューがなく、一般財源での対応となったため、補助金事業等として実施できるよう財政上の措置を検討していただきたい。</li> <li>・ 農林業系廃棄物処理加速化事業について、汚染廃棄物の保管がひっ迫する一方で、処理がほとんど進んでいない状況であるため、汚染廃棄物がなくなるまで事業を継続すべき。</li> </ul>	<p>東京電力から個別の市町村又は排出事業者に対する説明を行い、個別に賠償請求をしていただく整理となっているものです。</p> <p>○ なお、8,000Bq/kg 以下の農林業系廃棄物については、従来から廃棄物としての処理が行われてきたものと異なり、これまで循環利用されてきた稲わら、牧草等が事故由来放射性物質に汚染されたことにより、大量に発生したため、「農林業系廃棄物の処理加速化事業」（補助率 1/2、残りの地方負担分は震災復興特別交付税の算定対象）により市町村等がその対処を行う場合の財政支援を行うことで、その処理を推進しています。本事業については、次年度以降においても必要な支援が行えるよう努力してまいります。</p>
<p>3. 特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の要件の見直し等</p>	<p>【総論】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 汚染対処特措法における特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の必要性に係る検討や要件の見直しをするべきである。</li> </ul> <p>【各論】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浄水場より発生する廃棄物（天日乾燥汚泥）が特定産業廃棄物に区分されることが副次産物として利用することへの障害となる懸念があり、副次産物としての利用が</li> </ul>	<p>○ 要件見直しについては、特措法施行後、平成 24 年に実施したところですが、その後、自然減衰により特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の放射性物質濃度は低下傾向にあります。</p> <p>○ このような状況を踏まえ、今後、知見を集積、整理し、安全対策検討会において検討する予定です。</p>

	<p>再開できるように国としての対応をお願いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宮城県における稲わらや側溝の汚泥等にまで、特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の対象範囲を拡げて欲しい。</li> <li>・栃木県の焼却施設から発生するばいじんについては、放射能濃度が低減している現状を踏まえ、当該ばいじんを特定一般廃棄物・特定産業廃棄物から除外してほしい。</li> </ul>	
4. 最終処分場の維持管理基準の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終処分場の放流水、地下水の放射性物質濃度を毎月測定していますが、今まで検出されたことはありません。過去何年間にわたって、検出されない場合には、測定を免除するという規定をもうけるなどの検討をお願いしたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 放流水や地下水中の放射性物質濃度の定期的な測定は、適切な埋立処分がなされていることを入念的に確認するため、特措法に基づく維持管理基準に定められたものですが、一方で、数年に渡り検出されない場合など、データや知見が蓄積されてきたことから、今後、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の管理のあり方を安全対策検討会で検討していく予定です。</li> </ul>
5. 最終処分場の廃止基準の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終処分場の埋立終了後から閉鎖まで、放射性物質濃度測定はいつまで行うべきなのか、また、当該処分場の跡地利用についての明確な方針が国から示されていないなど、補完していかなければならない事案が多々あると思う。ついては、それらの把握に努めていただき対応をお願いしたい。</li> <li>・廃棄物処理施設である焼却施設から排出されるばいじんは、特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物となるが、特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物を受け入れた最終処分場の廃止基準は未だ示されていない。今後、埋立終了の時期が来る最終処分場もあるため、廃止基準を速やかに</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特定一般廃棄物等の埋立中や埋立終了時の措置については、廃棄物関係ガイドライン（平成25年第2版）に示しているところですが、埋立終了後から閉鎖に至る管理や廃止基準については整理が必要と考えています。</li> <li>○ 放射性物質により汚染された廃棄物が埋立処分された最終処分場の実態については、継続して調査を実施しており、その調査結果を踏まえ、今後、当該最終処分場の管理のあり方等について安全対策検討会で検討していく予定です。</li> </ul>

	<p>示すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定一般廃棄物を埋め立て処分した最終処分場における軽微な変更，変更，廃止等に関する手続き，基準を明確にすべき。</li> </ul>	
<p>6. 除染廃棄物の処理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 除染で発生した可燃性廃棄物（牧草等）の減容化を行う施設が無く、仮置場の増設も困難であり、仮置場容量にも限界があることから、国が飯舘村に設置する仮設焼却炉において当市の可燃性廃棄物の受け入れを検討して欲しい。もしくは、除染による可燃性廃棄物について、早急に国において責任を持って処理を行って欲しい。</li> <li>・ 除染に伴う可燃性廃棄物等の処理を促進する必要がある。</li> <li>・ 現時点で除染に伴う廃棄物は、現場保管となっているが、可燃物について焼却処理ができるよう国が明確な基準や指示を出してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安全評価により、周辺住民と作業双方の安全を確保でき、特別な管理を必要としない放射能濃度として8,000Bq/kg以下という基準が定められています。除染に伴い生じた廃棄物は、通常放射能濃度が8,000Bq/kg以下と考えられ、特定一般廃棄物または特定産業廃棄物として、廃棄物処理法に基づき、従来と同様の処理方法による処理が可能です。</li> <li>○ なお、8,000Bq/kg以下の除染廃棄物の焼却処理等を行う場合については、特措法において、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物としての入念的な維持管理基準等（排ガス及び排水中の放射性セシウムの濃度測定等）が定められています。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定一般廃棄物において、除染作業時における収集運搬の取り扱いと、仮置場設置後の搬出における収集運搬の取り扱いが不明確であり、特定一般廃棄物においては、除染作業時と同様な取り扱いとなれば、効率的・効果的な実務対応が可能であるため法的な整理を検討願いたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 除染実施区域における除染廃棄物については、廃棄物処理法に基づき、生活環境の保全上、適切な収集運搬を行わなければならないこととされています。</li> <li>○ 一方、除染廃棄物を含む除去土壌等の仮置場までの集約については、土壌等の除染と一体的に行うものであることから、土壌等の除染等の措置の一部であると整理しているところです。</li> </ul>



	<p>・除去土壌以外の除染廃棄物について、廃掃法で禁止されている収集・運搬業の二次下請け以降を認めてほしい。</p>	<p>○ 一般廃棄物の処理については、市町村の処理責任が不明確になり、不適正処理につながるおそれがあることから、廃棄物処理法上、再委託は禁止されています。また、産業廃棄物の処理についても、排出事業者の処理責任の所在が不明確になり、不適正処理につながるおそれがあることから、再委託は原則禁止されているところです。</p> <p>○ 除染廃棄物の収集運搬について、二次下請以降の委託（再々委託）を可能とすると、前述の処理責任が不明確になることから、二次下請以降の委託を認めることは困難です。</p>
7. 自治体職員への支援	<p>・特措法の適用を受ける自治体では、町民や業者からの特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に関する相談や苦情、関係機関との調整など、職員が受ける影響や負担は甚大である。この救済措置を考えていただきたい。</p>	<p>○ 環境省としても、ホームページ、パンフレット、会議や通知等により 8,000Bq/kg 以下の廃棄物の処理の安全性の周知を図ってまいりました。今後も、こうした取組を通じ、関係者の理解が得られるよう、一層努力してまいります。</p>
8. その他	<p>・東京電力に対し、保管及び処分等に要する費用の賠償について誠実な対応を行うよう指導していただきたい。</p> <p>・これまでの放射性物質や廃棄物処理に関する正確な知識の普及に加え、国において、汚染廃棄物の減容化技術、焼却灰からの放射性物質の分離技術等の研究開発の充実と実用化をお願いしたい。</p> <p>・最終処分場における放流水等において、放射性セシウムの濃度が高い場合には、ゼオライトに吸着させることで改善が図られるとの対策事例がガイドラインに掲載さ</p>	<p>○ 賠償については、上記に記載の通り、各主体が個別に実施するものと整理しているところですが、必要に応じて適切に対応を検討してまいります。</p> <p>○ 調査研究・技術開発については、環境省において、汚染廃棄物処理も含めた新技術の実証試験を行い、その有効性を評価・公表する、「除染・減容等技術実証事業」等を行ってきたところであり、当該結果等を踏まえ、適切に対応をしていきます。</p> <p>○ また、特措法の適正な運用に必要な情報提供の充実については、ご意見も踏まえ、検討してまいります。</p>

	<p>れていたが、セシウムを吸着したゼオライトそのものをどのように処分すればよいのかについては記載がなかった。また、最終処分場の覆土についても同様で、覆土用として適切な土質についての情報があったものの、覆土に適した土砂がどこにあり、どこで購入すればよいのか情報提供はなく、応急的な対応がメインとなり、法律施行に伴うフォロー的な情報提供が不足しているように思える。</p>	
--	---	--